



彩の国
埼玉県



埼玉県熊谷家畜保健衛生所

住所 熊谷市円光1-8-30

電話 048-521-1274/FAX048-526-1063

(夜間・休日等は緊急携帯電話に転送)

E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

令和5年11月28日

農場の消毒を確実に実施してください

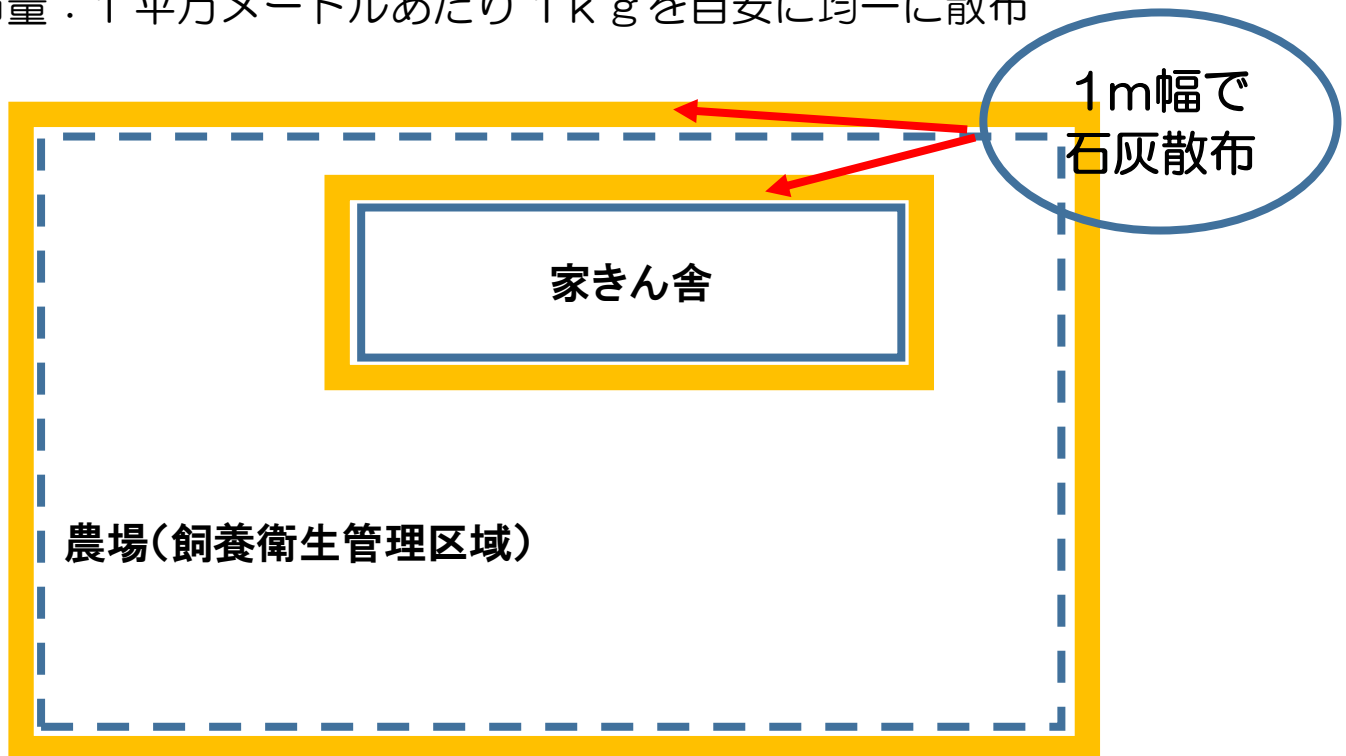
茨城県における高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえて、県は家きん飼育農場を対象に「消毒方法の実施の命令」を告示しました。つきましては次の方法に従い、農場消毒を確実に実施するとともに、消毒作業終了後、必ず当所への連絡をお願いします。

※ 農場および各家きん舎周囲の消毒の実施

【消毒方法：消石灰散布の場合】

範囲：農場（飼養衛生管理区域）外縁の内側 1m 以上、家きん舎から少なくとも 1m 以上にわたる範囲

散布量：1 平方メートルあたり 1kg を目安に均一に散布



ウイルスの侵入防止を徹底してください！

全国的に高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクが高まっています。

- ※ 家きん舎、たい肥舎、飼料保管庫へ野生動物が侵入しないよう、防鳥ネット等の整備、破損の有無の確認と速やかな修繕
- ※ 衛生管理区域専用の衣服を着用、家きん舎毎に専用の長靴を使用
- ※ 衛生管理区域に車両が出入りする場合は、確実な消毒の実施
消毒装置がない場合は、車両が通行する場所に消石灰の散布
- ※ 家きん舎に立ち入る際の、手指消毒
- ※ 衛生管理区域内ではペットの飼育は禁止されています
忌避剤等での野良猫等の侵入防止徹底
- ※ 家きんに給与する井戸水等の消毒

羽数100羽以上の飼育者 死亡羽数の報告をお願いします

家きんの状態を毎日、十分に観察し、まとまって死亡する、元気・食欲が無い、産卵率の低下、鶏冠の変色等が認められたら、速やかに家畜保健衛生所に連絡するとともに、

週毎の死亡羽数を毎月報告

してください。